

山梨県公報

号外第十五号

令和七年

三月三十一日

月 曜 日

目 次

条 例

○山梨県県税条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

○ **山梨県県税条例の一部を改正する条例**（条例第三十四号）（税務課）

1 地方税法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 不動産取得税の特例措置の適用期限の延長

(1) サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を二年延長する。

(2) 宅地建物取引業者が既存住宅を取得し、二年以内に一定のリフォームを行った上で個人に販売した場合における税額の減額措置の適用期限を二年延長する。

(二) 自動車税環境性能割の特例措置の適用期限の延長

(1) 地域住民の生活上必要なバス路線の運行の用に供する一般乗合用バスに係る非課税措置の適用期限を二年延長する。

(2) 公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びにユニバーサルデザインタクシーに係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長する。

(3) 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長する。

2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第三十四号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第百五条第一項中「数量」の下に「（第一号又は第二号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第五号の場合にあつては、法第百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加える。

第百七十三条第一項中「又は法第百四十四条の三十六」を「、法第百四十四条の三十六又は法附則第十二条の二の七の二第五項」に改め、同項に次の一号を加える。

五 法附則第十二条の二の七の二第五項に規定する同条第三項の規定による届出をした特例対象事業者 同条第五項に規定する帳簿

附則第十条の二第一項、第二項及び第四項並びに第十二条の五第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の五の四第一項から第三項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「車両総重量」の下に「（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）」を、「トラック」の下に「（府令で定める被けん引自動車を除く。）」を加え、「道路運送車両法」を「同法」に、「衝突被害軽減補助制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減補助制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で府令で定めるもの」に、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第七項を同条第五項とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の山梨県県税条例（次条において「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税につ

いて適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第三条 新条例第百五条第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第四条 令和六年四月三十日までに取得されたこの条例による改正前の山梨県税条例附則第十二条の五の四第四項及び第五項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。